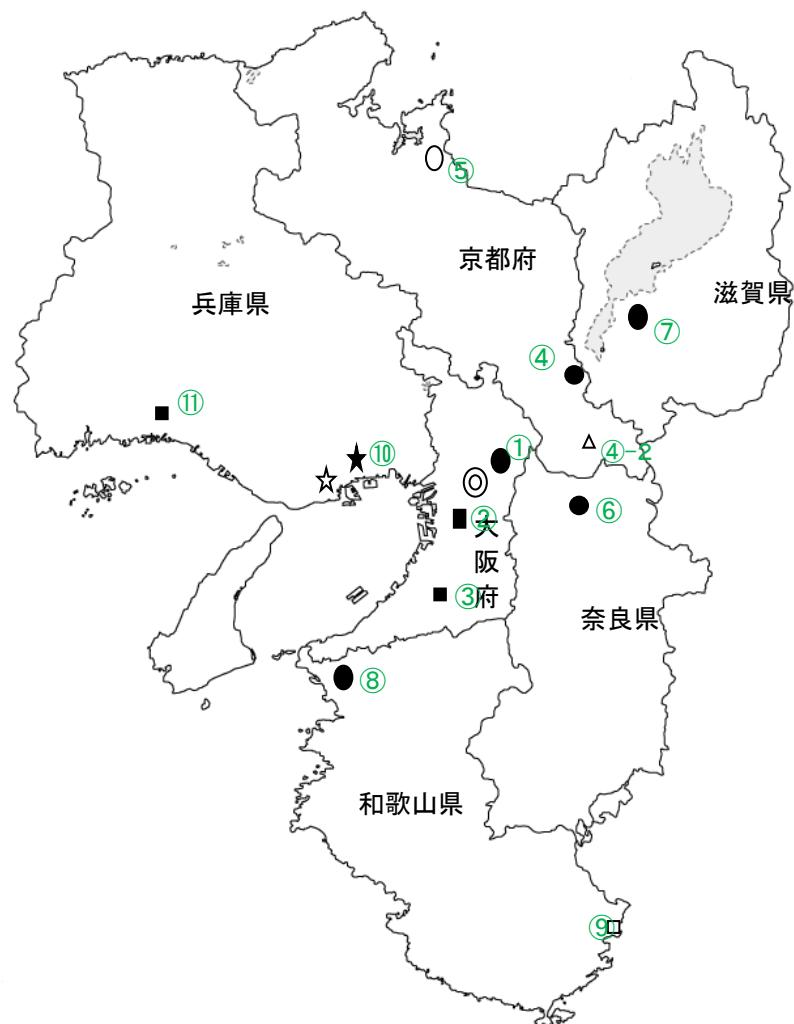


1. 管轄区域

大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、兵庫県



運輸支局等の管轄区域

① 大阪運輸支局

大阪府(海事に関する事務を除く。自動車の検査登録に関する事務については、なにわ自動車検査登録事務所及び和泉自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)

② 大阪運輸支局

なにわ自動車検査登録事務所

大阪府のうち大阪市(自動車の検査登録に関する事務に限る。)

③ 大阪運輸支局

和泉自動車検査登録事務所

大阪府のうち堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、泉北郡、泉南郡、南河内郡(自動車の検査登録に関する事務に限る。)

④ 京都運輸支局(本庁舎)

京都府(海事に関する事務を除く。)

[④-2京都南自動車検査場]

京都府のうち福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡(海事に関する事務に限る。)

⑤ 京都運輸支局(舞鶴庁舎)

奈良県(海事に関する事務を除く。)

⑥ 奈良運輸支局

滋賀運輸支局

⑦ 滋賀運輸支局

和歌山運輸支局

⑧ 和歌山運輸支局

勝浦海事事務所

⑨ 和歌山運輸支局

兵庫陸運部(魚崎庁舎)

兵庫県(陸運に関する事務に限る。なお、自動車の検査登録に関する事務については、姫路自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)

⑩ 神戸運輸監理部

兵庫陸運部(魚崎庁舎)

兵庫県のうち姫路市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、加古郡、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、美方郡、(自動車の検査登録に関する事務に限る。)

⑪ 神戸運輸監理部

姫路自動車検査登録事務所